

重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護(介護保険)

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)」第8条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して重要事項を記した文書を交付し、説明するものとする。以下、「訪問看護・介護予防訪問看護」は、「訪問看護」とする。

1. 指定訪問看護を提供する事業者の概要

法人名	株式会社ネクスト
設立年月日	令和3年1月8日
本店所在地	北海道札幌市西区発寒6条9丁目1-10 2階
代表者	代表取締役 佐藤寛悟
事業内容	訪問看護事業 居宅介護支援事業 福祉用具貸与販売事業 住宅改修事業 介護DXサポート事業

2. 指定訪問看護事業所の概要

(1) 事業所一覧

3. 事業の目的及び運営方針

<事業の目的>

主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、看護師等が適切な訪問看護の提供を確保するとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、可能な限り自立した生活の確保と生活の質の向上を図ることを目的とする。

<事業の運営方針>

事業所は、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護を行う。看護等は対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるよう支援する。

また、事業の実施にあたっては各市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関、地域包括支援センターとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図る。

事業所は訪問看護を提供するにあたって、当事業所に所属する保健師、看護師(准看護師を除く)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によって訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行わない。

(3) キャンセル料

利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日の営業日までに申し出ることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。また、利用者がサービス実施日の前営業日までに申し出なくキャンセルした場合、事業者はキャンセル料を請求することができる。

① 事業所の前営業日までにご連絡の場合：キャンセル料なし

② 当日キャンセルの場合：キャンセル料発生

※但し、利用者の急変や急な入院等でやむを得ない事情の場合、キャンセル料なし

(4) その他の料金

下記のものは、すべて自己負担とする。

① サービス従業者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用

10. 相談窓口、苦情対応について

- (1) 事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置する。相談・苦情については、要望や苦情に迅速かつ誠実に対応し、管理者及び担当の看護師等が対応する。不在の場合、対応した者が必ず苦情相談記録票を作成し、管理者・担当者に引き継ぐ。
事業者は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結日から5年間保存する。

＜担当者氏名＞ 佐藤寛悟
 ＜連絡先＞ 011-215-8925
 ＜対応時間＞ 8:30～17:30(事業所営業日の営業時間内)

(2) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受け付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業

- (4) 利用者は、選任された訪問看護師等の交替を希望する場合は、当該事業所の訪問看護師等が業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対して選任された訪問看護師等の交替を申し入れることができる。
- (5) 訪問看護師等は、保険制度に則り適切な時間にてサービスを提供するものとする。
- (6) サービス提供時間には、事前準備や関係各所への連絡、記録作成等も含むものとする。
- (7) 訪問看護師等は、訪問中に電子機器(携帯電話やタブレット)等を使用して記録作成や業務連絡等を行う場合がある。

13. 業務継続計画(BCP)の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための業務継続計画(BCP)策定
- (2) 従業員に対して業務継続計画の周知及び感染症や

< 令和7年5月1日現在 >

■基本利用料

※1単位あたり10.21円

訪問看護費(要介護1～5の方)

サービス内容	職種	単位	利用料 (10割)	利用者負担額			サービス 提供時間

■各種減算料金

・12か月超減算(要支援のみ対象)

利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回(20分)につき5単位を所定単位数から減算する。
また、訪問看護訪問回数超過等減算の対象の場合、1回(20分)につき15単位を所定単位数から減算する。

・訪問看護訪問回数超過減算(要介護・要支援対象)

前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回(20分)につき8単位を所定単位数から減算する。

■その他の料金